

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 15 年 7 月 3 日

内閣総理大臣 殿

愛知県知事 神 田 真 秋

平成 15 年 5 月 23 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画(中部臨空都市国際交流特区)について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び法附則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

- 1 変更事項
 - 3 構造改革特別区域の範囲
 - 6 構造改革特別区域計画の目標
 - 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
 - 8 特定事業の名称
 - 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- 2 変更事項の内容
別表のとおり(別紙 7 0 1 の追加を含む。)

(別表)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 3 構造改革特別区域の範囲 常滑市の全域並びに名古屋市、春日井市及び小牧市並びに愛知県西春日井郡豊山町の区域の一部(名古屋空港) | 3 構造改革特別区域の範囲 常滑市の全域 |
| 6 構造改革特別区域計画の目標 (略) (1) 国際交流の推進 国際物流拠点の形成 2005年(平成17年)2月開港予定の中部国際空港は、24時間運用の空港であり、臨時開庁の承認により国へ納付する手数料の軽減(701)や税関の職員の24時間常駐(702)の特例措置、さらには、全国緩和された総合保税制度などの規制緩和を空港開港までに適用することにより、貿易コストが削減でき、国際物流が大幅に促進されることと期待される。 空港貨物地区と一体的にフォワーダー施設、流通加工施設、倉庫、トラックターミナルなど総合的な国際物流機能を集積していく。 <u>中部国際空港における国際物流拠点の形成を達成するためには、開港に先立って、現名古屋空港において貨物輸送力を増強するとともに、名古屋空港経由の国際貨物の流れを拡充しておくことが重要である。即ち、名古屋空港における路線及び貨物の増加が、新開港なる中部国際空港に引き継がれ、その後の国際物流拠点の形成を促進することが期待できる。このため、名古屋空港において、臨時開庁手数料の軽減(701)を適用するなどして、国際航空物流の拡大を図る。</u> (略) | 6 構造改革特別区域計画の目標 (略) (1) 国際交流の推進 国際物流拠点の形成 2005年(平成17年)2月開港予定の中部国際空港は、24時間運用の空港であり、臨時開庁の承認により国へ納付する手数料の軽減(701)や税関の職員の24時間常駐(702)の特例措置、さらには、全国緩和された総合保税制度などの規制緩和を空港開港までに適用することにより、貿易コストが削減でき、国際物流が大幅に促進されることと期待される。 空港貨物地区と一体的にフォワーダー施設、流通加工施設、倉庫、トラックターミナルなど総合的な国際物流機能を集積していく。 (略) |
| 別紙 構造改革特別区域計画の事業展開 別紙1のとおり | 別紙 構造改革特別区域計画の事業展開 別紙2のとおり |
| 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 中部国際空港及び周辺地域で国際航空貨物のための物流施設が集積 | 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 中部国際空港及び周辺地域で国際航空貨物のための物流施設が集積 |

(別表)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>されることにより、これまで、新東京国際空港や関西国際空港を経由していた貨物が中部国際空港から輸出入されるようになり、この物流コストの軽減は、本県をはじめとする地域の産業競争力の強化につながるものである。<u>中部国際空港における国際貨物取扱量としては、平成 17 年度で 27 万トン、37 年度で 44 万トンを目指す。</u> (略)</p> | <p>されることにより、これまで、新東京国際空港や関西国際空港を経由していた貨物が中部国際空港から輸出入されるようになり、この物流コストの軽減は、本県をはじめとする地域の産業競争力の強化につながるものである。 (略)</p> |
| <p>8 特定事業の名称</p> <p>1 2 0 1 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業 7 0 1 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業</p> | <p>8 特定事業の名称</p> <p>1 2 0 1 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業</p> |
| <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (略)</p> <p>(1) 関連事業 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(701) 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業(702) 24時間運用の空港である中部国際空港において、臨時開庁手数料の軽減(名古屋空港から引継ぎ)や税関の執務外における通関体制を整備する特例措置を開港時までに適用することにより、輸出入コストの軽減や空港の利便性を高めることになり、空輸貨物量の増加、貿易の促進、ひいては、国際物流機能の集積を図ることができる。 (略)</p> <p>(2) その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (略) <u>航空物流基盤の整備</u> ア．中部国際空港において多数の貨物専用スポットと名古屋空港の</p> | <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (略)</p> <p>(2) 関連事業 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(701) 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業(702) 24時間運用の空港である中部国際空港において、臨時開庁手数料の軽減や税関の執務外における通関体制を整備する特例措置を開港時までに適用することにより、輸出入コストの軽減や空港の利便性を高めることになり、空輸貨物量の増加、貿易の促進、ひいては、国際物流機能の集積を図ることができる。 (略)</p> <p>(2) その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (略)</p> |

(別表)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>数倍規模の貨物ターミナルを整備し、さらにその背後に隣接して愛知県が関連事業用地を整備する。これにより、中部圏の産業規模に見合った国際航空物流機能の展開が可能となる。また、両者を一体的に管理し、総合物流ゾーンとして許可を受けるとともに、空港建設費の削減などによる使用料等の負担の軽減や土地リース方式の導入により、物流企業の立地促進を図る。</u></p> <p><u>イ．中部国際空港への貨物の円滑な流動を確保するため、自動車専用道路により、名古屋都心から空港まで 30～40 分で到達可能なアクセスルートを整備する。</u></p> <p><u>航空路線及び航空貨物の誘致</u></p> <p><u>ア．中部国際空港の国際航空貨物の輸送力及び取扱量を先導するため、名古屋空港への航空路線の誘致、利用促進に、地元関連機関が連携して取り組む。名古屋空港協議会及び名古屋空港ビルディング(株)による航空会社・旅行会社への働きかけ、利用促進キャンペーンのほか、15 年度からは、中部国際空港利用促進協議会、中部国際空港(株)も加わり、地域が一丸となって「フライ・ナゴヤ・キャンペーン」に取り組んでいる。</u></p> <p><u>イ．名古屋空港の航空路線及び航空貨物を中部国際空港に引き継ぎ、さらに航空物流の拡大を図るため、愛知県、中部国際空港(株)及び中部国際空港利用促進協議会が連携して、航空各社への働きかけや利用促進活動に取り組む。</u></p> <p><u><フライ・ナゴヤ・キャンペーン></u></p> <p><u>趣旨：名古屋空港の実績が中部国際空港開港時の路線設定に直結するとの認識の下、名古屋空港関係者及び中部国際空港関係者が一丸となって、名古屋空港及び中部国際空港の路線誘致及び利用促進に取り組む。</u></p> <p><u>内容： 地元行政、経済界が率先して地元空港発着便を利用し、勸</u></p> | |

(別表)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>奨を行う。</u> <u>地域において名古屋空港利用促進のための宣伝活動を展開する。</u> <u>航空各社に対して官民一体の取組みをPRし、名古屋への乗り入れを誘致する。</u></p> | |
| <p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 <u>701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業</u></p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>名古屋空港を利用する通関業者等</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>特区計画認定後直ちに</u> <u>(適用期間は、中部国際空港開港の前日までとする。)</u></p> <p>4 特定事業の内容 <u>行政機関の休日又はそれ以外の日の税関の勤務時間外に、名古屋空港内に所在する貨物について、臨時開庁の承認を受ける者が税関に納付すべき手数料を2分の1に軽減する。</u> <u>このことにより、休日や税関の勤務時間外に名古屋空港を利用した輸出入コストが軽減され、柔軟、迅速かつ効率的な国際物流の実現によって、名古屋を中心とした地域に集積しているメーカー等の国際競争上の条件を改善する。</u></p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 <u>(1) 空港施設の位置及び概要</u></p> <p><u>名称 名古屋空港</u> <u>位置 名古屋市、春日井市、小牧市、西春日井郡豊山町</u> <u>面積 約211ヘクタール</u> <u>滑走路 2,740m×1本</u> <u>設置主体 国土交通大臣</u></p> | |

(別表)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>特色 <u>国際線就航便数、貨物取扱量、旅客数とも全国3位</u></p> <p><u>(2) 名古屋空港税関支署における臨時開庁申請の状況</u></p> <p>平成12年 12,093回</p> <p>平成13年 11,662回</p> <p>平成14年 12,374回 (名古屋税関調べ)</p> <p><u>(3) 空港の利便性の向上と施設利用の促進などの貿易振興施策</u></p> <p><u>ア 名古屋空港における施策</u></p> <p><u>(ア) 貨物ターミナル・国際線施設の拡張</u></p> <p><u>名古屋空港では、昭和62年頃から国際貨物が急増したことから、第3セクターである名古屋空港ビルディング(株)において、平成2年に国内貨物(延床面積4,093㎡)を新設・独立させ、国際貨物の処理能力を向上させた。さらに、平成5年にはターミナル地域西側に輸出専用ターミナル(延床面積10,500㎡)を新設し、従来の貨物ターミナル(延床面積12,891㎡)は輸入専用とし、輸出入とも処理能力を大幅に向上させた。また、12年度には、旧国際旅客ターミナル跡地を輸入貨物用の荷捌き場に転用し、その機能強化を図った。</u></p> <p><u>並行して、急増する国際便に対応するため、平成5年度からターミナル地域の南側拡張(約10ha)に着手し、11年4月までに国際線大型ジェット機用エプロン4スポットと、新国際線旅客ターミナルビル(延床面積71,536㎡)を供用した。</u></p> <p><u>(イ) アクセス道路の整備</u></p> <p><u>名古屋空港への貨物及び旅客の円滑な流動を確保するため、名古屋高速道路公社において、アクセス道路となる名古屋都市高速道路(尾北線)の建設を進め、13年3月には名古屋都心方面からの連絡が完成、同年10月には東名・名神高速道路方面からの連絡が完成した。今後、名古屋市内等の路線網のさらなる充実を図る。</u></p> <p><u>(ウ) 名古屋空港における航空路線の誘致</u></p> <p><u>名古屋空港の利用促進については、従来、名古屋空港ビルディング(株)</u></p> | |

(別表)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>及び名古屋空港協議会が中心となって、航空会社・旅行会社への働きかけ、利用促進キャンペーン等を行ってきた。</u></p> <p><u>(14年度新規就航路線) 北京便(日本航空、中国国際航空)</u> <u>上海便(日本航空)</u> <u>大連便(中国南方航空)</u></p> <p><u>15年度からは、名古屋空港の輸送実績が航空各社の中部国際空港開港時の路線設定に大きく影響することから、中部国際空港(株)及び中部国際空港利用促進協議会も加わり、地元が一丸となって「フライ・ナゴヤ・キャンペーン」に取り組んでいる。</u></p> <p><u><フライ・ナゴヤ・キャンペーン></u></p> <p><u>趣旨：名古屋空港の実績が中部国際空港開港時の路線設定に直結するとの認識の下、名古屋空港関係者及び中部国際空港関係者が一丸となって、名古屋空港及び中部国際空港の路線誘致及び利用促進に取り組む。</u></p> <p><u>内容： 地元行政、経済界が率先して地元空港発着便を利用し、勧奨を行う。</u> <u>地域において名古屋空港利用促進のための宣伝活動を展開する。</u> <u>航空各社に対して官民一体の取組みをPRし、名古屋への乗り入れを誘致する。</u></p> <p><u>イ 中部国際空港における施策</u></p> <p><u>現在建設が進められている中部国際空港は、3500mの滑走路を持ち24時間運用可能な、極めて貨物に適した空港となる。その能力を最大限に発揮し、中部圏の産業規模に見合った国際物流拠点の形成を実現するため、次のような施策を展開している。</u></p> <p><u>(ア) 貨物ターミナル施設の整備</u></p> <p><u>中部国際空港は名古屋空港の数倍の規模の貨物ターミナル(敷地面積約26ha)を持ち、中部国際空港(株)では十分なフレイター(貨物専用輸送機)専用スポットの設置や、輸出・輸入上屋の一体化、薰蒸施設、生</u></p> | |

(別表)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>鮮仕分場、トラック待機場等付帯施設の充実を図る計画である。14年10月から入居事業者を募集しており、既に多数の事業者から応募が来ている。</u></p> <p><u>また、空港に隣接して愛知県企業庁が整備している関連事業用地のうち、空港貨物ターミナルの背後に隣接する区域を総合物流ゾーン(約17ha)として、分譲中である。</u></p> <p><u>(イ) 航空関係事業者の負担軽減</u></p> <p><u>中部国際空港(株)では、施設計画の適正化や調達方法の改善などにより空港建設費の大幅削減を実現するとともに、積極的な商業展開などで非航空系収入の確保を図り、着陸料等の航空関係事業者の負担を可能な限り軽減できるよう努力している。</u></p> <p><u>(ウ) 総合保税地域(全国規制緩和)の適用</u></p> <p><u>中部国際空港の貨物ターミナル及びその背後の総合物流ゾーンについて一体的に空港会社が管理者となり、空港では初めての総合保税地域の許可を受けることにより、輸入された貨物の流通加工などを保税状態のまま処理できるなど、事業者において、より自由度の高い物流活動が可能となる。</u></p> <p><u>(エ) アクセス道路の整備</u></p> <p><u>中部国際空港への貨物及び旅客の円滑な流動を確保するため、愛知県道路公社において、アクセス道路となる知多横断道路(8.5km)・中部国際空港連絡道路(2.1km)の建設を進めており、これにより、知多半島道路及び名古屋都市高速道路経由で、名古屋都心から空港まで30～40分で到達可能となる。</u></p> <p><u>(オ) 中部国際空港における航空路線及び航空貨物の誘致</u></p> <p><u>「フライ・ナゴヤ・キャンペーン」とは別に、愛知県及び中部国際空港(株)において、中部国際空港への路線の引継ぎ・増便・新規就航を、各国政府や航空各社(貨物専門会社を含む。)に働きかけている。</u></p> <p><u>また中部国際空港利用促進協議会においても、航空貨物実態調査を</u></p> | |

(別表)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <u>施するとともに、その結果を踏まえた利用促進に向けた働きかけを実施していく。</u> | |
| <p>[参考]関連事業 (略)</p> <p>4 特定事業の内容 国は、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯において、特区内(常滑市内)に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制を整備する。 (略)</p> | <p>[参考]関連事業 (略)</p> <p>4 特定事業の内容 国は、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯において、特区内に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制を整備する。 (略)</p> |

別紙1 構造改革特別区域計画の事業展開

| 特 定 事 業 | 事 業 展 開 | | | |
|---|---|--|---|--|
| | 国際ビジネス交流拠点の形成 (主に空港対岸部) | 国際物流拠点の形成 (主に空港島、先導的に名古屋空港) | 産業の集積 | 環境調和型のまちづくり |
| <p>第1ステップ (H15～ 当面実施する事業 土地利用の柔軟化と環境調和型インフラ整備の推進及び名古屋空港における国際航空物流の促進)</p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</p> <p>臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 (名古屋空港)</p> | | <p>企業誘致活動・分譲申込受付開始 (H15.6)</p> <p>県の産業立地促進税制の特例地域指定(H15)</p> <p>県の産業立地促進補助金の適用(平成15年度から制度拡充)(H15)</p> <p>県の企業立地促進資金融資制度の適用 (H15)</p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化の特例適用 (H15)</p> | | <p>新エネルギー実証研究の実施 ・NEDOへの公募申請 (H15.5)</p> <p>採択、事業開始 (H15.7)</p> <p>エネルギーマネジメント調査 (H15県予算)</p> <p>次世代エネルギーシステム関連産業の育成に係る調査 (H15県予算)</p> |
| <p>第2ステップ (H16～ 開港時までに実施する事業 空港開港と運動した国際物流機能の強化と周辺地域への産業誘致)</p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</p> <p>電力小売規制緩和 (第156回国会提出の電気事業法改正案による小売自由化範囲の拡大又は電力の特定供給の特例)</p> <p>臨時開庁手数料の軽減及び税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業 (中部国際空港)</p> <p>総合保税地域の要件緩和</p> <p>数次ビザ取得手続の緩和 (2次提案)</p> | <p>国際的なビジネス関連施設の立地</p> <p>中部国際空港開港 (H17.2)</p> <p>数次ビザ取得手続の緩和適用(H17.2)</p> | <p>国際物流企業の立地</p> <p>臨時開庁手数料の軽減特例引継ぎ (H17.2)</p> <p>通関業務の24時間化特例の適用 (H17.2)</p> <p>総合保税地域の要件緩和適用(H17.2)</p> | <p>新エネルギー関連等の産業の立地</p> <p>新エネルギー実証研究の実施 ・実証研究開始 (H16)</p> <p>・博覧会会場での研究実施(H17.3～H17.9)</p> <p>・特区地域への移設 研究実施(H17.10)</p> <p>(常滑市役所等への電力供給)</p> <p>電力小売規制緩和適用 (H17)</p> <p>次世代エネルギーシステム関連産業の育成に係るビジョンの策定(県H17.3)</p> <p>水素ガスタンドの設置及び燃料電池自動車の運行 ・博覧会会場での活用(H17.3～H17.9)</p> <p>・特区地域への移設 試行(H17.10)</p> | |
| <p>第3ステップ (中長期的将来に実施する事業 国際交流拠点形成のインセンティブ強化と新エネルギー関連等産業の集積の加速)</p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</p> <p>電力小売規制緩和 (第156回国会提出の電気事業法改正案による小売自由化範囲の拡大又は電力の特定供給の特例)</p> <p>税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業 臨時開庁手数料の軽減 総合保税地域の要件緩和 数次ビザ取得手続の緩和 (2次提案)</p> <p>外国人研究者受入促進事業</p> <p>水素ガスタンドのガソリンスタンドへの併設 水素ガスタンド等の保安距離変更事業</p> | <p>国際的なビジネス関連施設の集積 ・コンベンションビジネスセンター (ホテルと一体的に)</p> <p>・アウトレットモール 輸入品直販施設 など</p> | <p>国際物流企業の集積 総合保税地域の拡大</p> | <p>新エネルギー関連等の産業の集積</p> <p>新エネルギー実証研究事業終了 (H19)</p> <p>エネルギーマネジメント事業創設(H20)</p> <p>(エネルギーマネジメント会社の設立)</p> <p>燃料電池等の工場・オフィスへの活用 普及促進のための県の助成制度の創設</p> <p>研究開発施設の立地 外国人研究者受入促進事業の特例適用</p> <p>水素ガスタンドの全国規制緩和及び特例適用 燃料電池自動車の本格的運行</p> | |

注) 新規に特例措置適用 継続して特例措置適用 全国規制緩和

別紙2 構造改革特別区域計画の事業展開

| 特 定 事 業 | 事 業 展 開 | | | |
|---|--|--|---|--|
| | 国際ビジネス交流拠点の形成 (主に空港対岸部) | 国際物流拠点の形成 (主に空港島) | 産業の集積 | 環境調和型のまちづくり |
| <p>第1ステップ(H15～ 当面実施する事業 土地利用の柔軟化と環境調和型インフラの整備)</p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</p> | | <p>企業誘致活動 分譲申込受付開始 (H15.6)</p> <p>県の産業立地促進税制の特例地域指定(H15)</p> <p>県の産業立地促進補助金の適用(平成15年度から制度拡充)(H15)</p> <p>県の企業立地促進資金融資制度の適用 (H15)</p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化の特例適用 (H15)</p> | | <p>新エネルギー実証研究の実施 ・NEDOへの公募申請 (H15.5) 採択、事業開始 (H15.7)</p> <p>エネルギーマネジメント調査 (H15県予算) 次世代エネルギーシステム関連産業の育成に係る調査 (H15県予算)</p> |
| <p>第2ステップ(H16～ 開港時までに実施する事業 空港開港と連動した国際物流機能の強化と周辺地域への産業誘致)</p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</p> <p>電力小売規制緩和 (第156回国会提出の電気事業法改正案による小売自由化範囲の拡大又は電力の特定供給の特例)</p> <p>税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業</p> <p>臨時開庁手数料の軽減</p> <p>総合保税地域の要件緩和</p> <p>数次ビザ取得手続の緩和(2次提案)</p> | <p>国際的なビジネス関連施設の立地</p> <p>中部国際空港開港 (H17.2)</p> <p>数次ビザ取得手続の緩和適用(H17.2)</p> | <p>国際物流企業の立地</p> <p>通関業務の24時間化特例の適用 (H17.2)</p> <p>臨時開庁手数料の軽減特例適用 (H17.2)</p> <p>総合保税地域の要件緩和適用(H17.2)</p> | <p>新エネルギー関連等の産業の立地</p> <p>新エネルギー実証研究の実施 実証研究開始 (H16) 博覧会会場での研究実施(H17.3～H17.9) 特区地域への移設 研究実施(H17.10) (常滑市役所等への電力供給) 電力小売規制緩和適用 (H17) 次世代エネルギーシステム関連産業の育成に係るビジョンの策定(県H17.3) 水素ガスタンドの設置及び燃料電池自動車の運行 博覧会会場での活用(H17.3～H17.9) 特区地域への移設 試行(H17.10)</p> | |
| <p>第3ステップ(中長期的将来に実施する事業 国際交流拠点形成のインセンティブ強化と新エネルギー関連等産業の集積の加速)</p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</p> <p>電力小売規制緩和 (第156回国会提出の電気事業法改正案による小売自由化範囲の拡大又は電力の特定供給の特例)</p> <p>税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業</p> <p>臨時開庁手数料の軽減</p> <p>総合保税地域の要件緩和</p> <p>数次ビザ取得手続の緩和(2次提案)</p> <p>外国人研究者受入促進事業</p> <p>水素ガスタンドのガソリンスタンドへの併設 水素ガスタンド等の保安距離変更事業</p> | <p>国際的なビジネス関連施設の集積 ・コンベンションビジネスセンター (ホテルと一体的に) ・アウトレットモール 輸出品直販施設 など</p> | <p>国際物流企業の集積</p> <p>総合保税地域の拡大</p> | <p>新エネルギー関連等の産業の集積</p> <p>研究開発施設の立地 外国人研究者受入促進事業の特例適用</p> <p>水素ガスタンドの全国規制緩和及び特例適用 燃料電池自動車の本格的運行</p> | |

注) 新規に特例措置適用 継続して特例措置適用 全国規制緩和